

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、納税者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親戚の負担すべき社会保険料を支払った場合に適用されます。

- ① 特別徴収(年金天引き)の場合  
特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ② 普通徴収(納付書または口座振替)の場合  
保険料(料)を実際に支払った人に適用されます。

平成28年中(平成28年1月～12月)に納めた保険料(料)が対象となります。納付金額は下記の方法でご確認ください。

① 特別徴収(年金から天引き)  
公的年金等の源泉徴収票で確認  
年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には、年金から天引きされた各保険料(料)の合計額が記載されています。  
確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載ができます)

平成28年分 公的年金等の源泉徴収票	
住所または居所	小都市
氏名	
生年月日	
区分	支払金額 源泉徴収税額
法203条の3第1号適用分	円 円
法203条の3第2号適用分	円 円
法203条の3第3号適用分	円 円
法203条の3第4号適用分	円 円
年金の種類	本人 控除対象配偶者の有無等
老齢基礎・厚生	特別障害者 特別障害者 障害者 障害者 有 無 本人控除対象配偶者の有無 有 無
控除対象扶養親族の数	本人以外の障害者の数 社会保険料の金額
特定 老人 その他 特別 その他	円 円
人 人 人 人 人	217,700
(摘要) [社会保険料の内訳]	介護保険料額 円 円 後期高齢者医療保険料額 円 円
支払者	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

※障害年金、遺族年金受給の人に  
は、「公的年金等の源泉徴収票」  
は送付されません。納付額の確  
認が必要な人は、右記の各担当  
窓口へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険料  
(料)に還付金がある場合は、源  
泉徴収票の社会保険料控除の額  
から、還付済金額を差し引いて  
申告してください

※申告書記載例

第一表	社会保険料控除	217,700
第二表	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票のとおり	217,700 円
	社会保険料控除	合計

国民健康保険税  
問 収納課収納係  
☎ 72-2111  
内線 132・133

介護保険料  
問 介護保険課介護係  
☎ 72-2111 内線 452・453

後期高齢者医療保険料  
問 国保年金課医療・年金係  
☎ 72-2111 内線 422・423

国民年金保険料  
問 ねんきん加入者ダイヤル  
☎ 0570-003-004  
※平成29年3月15日まで  
開設

② 普通徴収  
(納付書または口座振替)  
納付証明書で確認  
1月末ごろに、市の担当課から  
送付します

※証明書中の納付額は、納めた保  
険料(料)に還付金があった場合、  
還付済金額を差し引いた額を記  
載しています  
※口座振替は、平成27年度6期(平  
成27年12月末納期分)～平成28  
年度5期(平成28年11月末納期分)  
が対象です

国民年金保険料の社会保険料控  
除証明書は、次の時期に日本年  
金機構から送付されます。  
【平成28年1月～9月分】  
平成28年11月上旬  
【平成28年10月～12月分】  
平成29年2月上旬